



2020年4月から**特定の法人**について、  
以下の届出の電子申請が**義務化**されます。

## 特定の法人とは

- ▶ 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する額が1億円を超える法人
- ▶ 相互会社、投資法人、特定目的会社

## 電子申請で行っていただく雇用保険・労働保険の届出

- ▶ 年度更新に関する申告書(概算・確定・一般拠出金申告書)  
\* 継続事業を行う事業主が提出する分
- ▶ 増加概算保険料申告書
- ▶ 雇用保険被保険者資格取得届
- ▶ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ▶ 雇用保険被保険者転勤届
- ▶ 雇用保険高年齢者雇用継続給付支給申請
- ▶ 雇用保険育児休業給付支給申請

## 電子申請はe-Govから

電子申請

検索

**e-Gov(イーガブ)**とは、総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。  
各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

- ▶ 電話: 050-3786-2225 (ビジネスダイヤル ※ 全国一律3分 約12円)
- ・お問合せフォーム: <https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>
- ・利用者マニュアル: <https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/index.html>

※ 電子申請を行うためには「**電子証明書**」が必要ですが、令和2年4月から無料で取得可能なID・パスワード「Gビズ ID」で、電子証明書がなくても電子申請が可能になります(当面、手続可能な届出は限定されます)。

- ・電子証明書の取得: <https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/index.html>
- ・「Gビズ ID」の詳細: <https://gbiz-id.go.jp>

☆ハローワークの窓口での届出・申請は、**16時**までの来所にご協力ください。



「電子申請」が便利です。  
ぜひご利用ください！

## メリットは…

### 🕒【24時間、いつでも申請可能】

👉 来所いただく必要がなく、コスト削減（交通費、ガソリン代、郵送費など）が図られます。

### 💻【パソコン\*があれば、どこからでも申請可能】

👉 窓口での待ち時間がありません。特に繁忙期は効果的です。

\* パソコンの事前設定やネット回線が必要です。

### 🗑️【個人情報の持ち運びが不要】

👉 個人情報保護の観点から、安全性が高まります。

## 令和元年10月から、 「山形労働局雇用保険電子申請事務センター」が稼働しています。

○各ハローワークに申請いただいた届出の一部について、「山形労働局雇用保険電子申請事務センター」で、集中して事務処理を行うことができるようになりました。これにより、書類の返戻がよりスムーズにできるようになっています。

### 山形労働局 雇用保険電子申請事務センター

雇用保険被保険者に関する業務  
雇用継続給付等の審査事務処理

### 各ハローワーク

事業所関係手続  
雇用継続給付の  
手続の一部 等を  
従来どおり処理

※ 労働保険関係の事務処理は、山形労働局労働保険徴収室で行っています。

### 山形労働局雇用保険電子申請事務センター

〒990-0813 山形県山形市桜町2-6-13 ハローワーク山形2F 電話 023-615-8401  
午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く平日）

「社会保険」や「雇用保険」の手続きは、  
**時短・コスト削減につながるインターネット経由が便利！**

～さらに、令和2年4月から新サービスが登場。今よりもっと簡単に～

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。  
インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVD  
で行う申請に比べて、**コストが掛からない**などのメリットがあります。皆さま、  
ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。

**電子申請のメリット**

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 自宅や職場など、どこからでも申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。

**令和2年4月から、  
さらに電子申請が利用しやすくなります！**

【現在】

電子申請するためには  
電子証明書が必ず必要



【令和2年4月から】

**無料で取得可能なID・パスワード（G Biz ID）  
で電子証明書がなくても電子申請が可能に！**



令和2年4月からの電子申請にご利用頂ける **「G Biz ID」** とは、  
1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

- 「G Biz ID」でIDとパスワードを取得すれば、電子申請が簡単に！
- アカウント（ID・パスワード）の取得は、無料でできます。

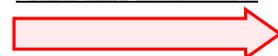
※ 「G Biz ID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

G Biz ID	検索
----------	----

<https://gbiz-id.go.jp>



「G Biz ID」のご利用方法は、  
裏面をご覧ください。



# 「G BizID」のご利用方法

## Step 1

### 「G BizID」のアカウント取得

今でも取得できます！

#### <手続き方法>

1. 「G BizID」のホームページから「gBizIDプライム作成」のボタンをクリックして、申請書を作成・ダウンロード



「G BizID」には、2種類のアカウントがありますが、社会保険の手続きには、「g BizIDプライム」のアカウントが必要です。

2. 必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「G BizID運用センター」に送付
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に2週間程度要します。）
4. メールに記載されたURLをクリックして、パスワードを設定したら手続き完了！

## Step 2

### 申請データ (CSV) の作成と申請

「G BizID」を用いた社会保険・雇用保険の電子申請は来年4月から

「届書作成プログラム」または 自社システム、労務管理ソフトで申請データの作成を行い、電子申請をします。



- 「届書作成プログラム」は届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構のホームページから無料でダウンロードすることができます。
- 「G BizID」を用いた社会保険・雇用保険の電子申請の対象となる届書は、次のとおりです。

#### 対象となる届書

【社会保険】◇資格取得届 ◇資格喪失届 ◇算定基礎届 ◇月額変更届 ◇賞与支払届  
◇被扶養者（異動）届 ◇国民年金第3号被保険者関係届  
【雇用保険】◇資格取得届 ◇資格喪失届 ◇転勤届 ◇個人番号登録届

- 「G BizID」に対応した「届書作成プログラム」は、令和2年4月に日本年金機構のホームページ（以下ご参照）に公開予定です。

日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

※ 現在公開中の「届書作成プログラム」は「G BizID」に未対応です。

#### 【お問い合わせ】

- 「gBizID」ヘルプデスク 06-6225-7877  
・受付時間： 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、年末年始を除く
- 【社会保険関係】 「ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）」  
0570-007-123（ナビダイヤル）  
03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）  
・受付時間： 月～金曜日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- 【雇用保険関係】 電子申請事務センター又はハローワークへお問い合わせください。

# 「雇用保険適用窓口」 来所の受付時間変更のお知らせ

## ＜令和2年1月から、8:30～16:00になります＞

### ～便利な電子申請をご利用ください～

## 1 窓口来所の場合の受付時間変更

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口（※）の受付を16時までとし、**16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。**

事業主などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。

## 2 「電子申請」をする **3** つのメリット

### ★ 24時間・365日、申請できます

雇用保険適用窓口の受付時間は、8:30～16:00ですが、電子申請の場合、24時間・365日いつでも受付可能です。職場や出先など、どこからでも電子申請を行うことが可能です。

### ★ 個人情報紛失のリスクがありません

個人情報の持ち運びが不要のため、個人情報紛失のリスクがありません。慎重なマイナンバーの取扱いを期す事業主などの皆さまのニーズにも対応しています。

### ★ 時間と費用を削減できます

電子申請については、各都道府県労働局電子申請事務センター及びハローワークで処理を行っています。ハローワークへ行くための時間や待ち時間がないため、往來などに要する時間と費用が削減できます。

※2018年度末現在、37労働局に設置しており、順次増設しています。

- ☞ 16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。
- ☞ 郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承ください。

◎詳細は、ハローワークまたは各都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

